



長野県報

2月2日(木)
平成18年
(2006年)
第1732号

目 次

規則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（建築管理課土地・景観室） 1

告示

信州ルネッサンス革命推進事業支援金交付要綱の一部改正（コモンズ・地域政策チーム） 2

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路維持課） 2

長野県収入証紙売りさばき人の名称、住所及び売りさばき場所の変更（会計課） 2

長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会） 2

公 告

一般競争入札（情報政策課） 3

特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室） 3

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室） 4

一般競争入札（森林保全課） 4

土地改良事業の施行の同意（土地改良課） 5

一般競争入札（林政課） 5

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（事業課） 5

規則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年2月2日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第2号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の一般国道19号の項中

岐阜県と長野県との境界から木曽郡南木曽町道渡島線との交差点（木曽郡南木曽町吾妻字城山218番の108地先）まで	木曽郡大桑村に向かって左側500メートル以内及び右側100メートル以内
---	-------------------------------------

を

岐阜県と長野県との境界から木曽郡南木曽町道麻生線との交差点まで	木曽郡大桑村に向かって左側500メートル以内及び右側200メートル以内
---------------------------------	-------------------------------------

木曽郡南木曽町道麻生線との交差点から木曽郡南木曽町道渡島線との交差点（木曽郡南木曽町吾妻字城山218番の157地先）まで	木曽郡大桑村に向かって左側500メートル以内及び右側100メートル以内
--	-------------------------------------

に改め、同表の一般国道254号の項中「県道三分中込線との交差点」を「佐久市道36-1号線との交差点（佐久市内山7127番地1地先）」に改め、同表の一般国道292号の項の次に次のように加える。

一般国道361号	一般国道19号との交差点（木曽郡木曽町日義535番地1地先）から上伊那郡南箕輪村道沢尻南8号線との交差点まで	両側各100メートル以内
----------	--	--------------

別表第2の県道真田東部線の項中「小県郡真田町道大畠横沢線」を「上田市道大畠横沢線」に改め、同表の県道諏訪白樺湖小諸線の項の次に次のように加える。

県道下仁田浅科線	佐久市道A東51号線との交差点から一般国道142号との交差点まで（バイパス）	両側各100メートル以内
----------	--	--------------

別表第2の県道諏訪湖四賀線の項の次に次のように加える。

県道姥神奈良井線	一般国道361号との交差点から塩尻市道川入東線との交差点まで	両側各100メートル以内
	塩尻市道川入東線との交差点から一般国道19号との交差点まで	一般国道19号との交差点に向かって左側100メートル以内及び右側一級河川奈良井川まで

別表第2の長野市道千曲河畔線の項の次に次のように加える。

上田市道丸子北御牧線	県道別所丸子線との交差点(上田市御嶽堂2403番3地先)から上田市と東御市との境界まで	両側各100メートル以内

別表第2の茅野市道1B402号線の項の次に次のように加える。

塩尻市道川入東線	県道姥神奈良井線との交差点から塩尻市大字奈良井1146番地12地先まで	両側各100メートル以内

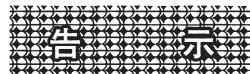
別表第2の東御市道浦久保・山崎線の項中「小県郡丸子町」を「上田市」に改め、同表の小県郡丸子町道丸子北御牧線の項を削る。

附 則

この規則は、平成18年2月4日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の県道真田東部線の項の改正規定、同表の長野市道千曲河畔線の項の次に次のように加える改正規定、同表の東御市道浦久保・山崎線の項の改正規定及び同表の小県郡丸子町道丸子北御牧線の項を削る改正規定 平成18年3月6日
- (2) 別表第2の一般国道254号の項の改正規定及び同表の県道諏訪白樺湖小諸線の項の次に次のように加える改正規定 平成18年4月1日

建築管理課土地・景観室



長野県告示第50号

信州ルネッサンス革命推進事業支援金交付要綱（平成17年長野県告示第158号）の一部を次のように改正し、改正後の同要綱第3及び第6の規定は、平成18年度のコモンズ支援金から適用します。

平成18年2月2日

長野県知事 田 中 康 夫

第3第1項中「コモンズ支援金特別分事業（以下「特別分」）を「コモンズ支援金全県枠事業（以下「全県枠」）に、「コモンズ支援金一般分事業（以下「一般分」）を「コモンズ支援金地域枠事業（以下「地域枠」に改め、同第3第2項中「特別分」を「全県枠」に改め、同第3第3項中「一般分」を「地域枠」に改める。

第6第3項中「特別分」を「全県枠」に改め、同第6第4項中「一般分」を「地域枠」に改める。

第16中「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加える。

コモンズ・地域政策チーム

長野県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年2月17日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年2月2日

長野県知事 田 中 康 夫

1 路 線 名 有明大町線

2 供用を開始する区間

大町市大字大町4027番の2地先から
大町市大字大町4067番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成18年2月2日

道路維持課

長野県木曽地方事務所告示第1号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成18年1月18日、次のとおり売りさばき人の名称、住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成18年2月2日

長野県木曽地方事務所長 栗 林 俊 春

	売りさばき人の名称	住 所	売りさばき場所
新 木曽町		木曽郡木曽町福島2326-6	木曽郡木曽町福島2326-6 木曽町役場
			木曽郡木曽町福島5219 木曽町木曽福島支所
			木曽郡木曽町日義1602 木曽町日義支所
旧 木曽福島町		木曽郡木曽町福島5219	木曽郡木曽町福島5219 木曽福島町役場

会計課

選告示第1号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成18年2月2日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

別表第1の不在者投票のできる病院中「大町市大字大町3,130」を「大町市大町3130」に改め、同表の不在者投票のできる老人ホーム中「大町市大字大町8,035」を「大町市大町8035」に、「大町市大字平1955-971」を「大町市平1955-971」に改め、同表の不在者投票のできる保護施設中「大町市大字平1091-7」を「大町市平1091-7」に改め、同表の不在者投票のできる介護老人保健施設中「下伊那郡阿智村大字駒場124-1」を「下伊那郡阿智村駒場124-1」に、「大町市大字大町3130」を「大町市大町3130」に改める。

選挙管理委員会